

## 平成23年度国立大学法人等施設整備の事業評価等について

### 1. 基本的事項

国立大学法人等施設整備事業の事業評価・事業選定については、「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」の平成21年8月中間まとめ『知の拠点－我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について』（以下、「中間まとめ」という。）で示された3つの課題「質的向上への戦略的整備」、「地球環境に配慮した教育研究環境の実現」、「安全・安心な教育研究環境の確保」の視点等を踏まえて実施する。この際、事業の一層の重点化・効率化を図るとともに、事業評価・事業選定の透明性・客観性を確保する観点から、個別事業における事業の必要性・緊急性等はもとより、システム改革や事後評価の反映状況など各法人の取組を適正に評価する。さらに、当該法人に対し評価結果を伝達することにより、システム改革などの更なる推進に資するものとする。

### 2. 対象事業

各法人から要求があった重点事業の中から、当該年度の整備方針に合致する全ての事業を対象とする。

### 3. 事業評価・事業選定

事業評価については、有識者で組織する「国立大学法人等施設整備に関する検討会」（以下「施設検討会」という。）において、事業評価方法（評価項目、評価基準）を検討し、これに基づき全学的な取組及び個別事業に関する評価を行う。

事業選定については、施設検討会において、中間まとめや国の各種政策、社会的ニーズ等を踏まえた整備方針及び事業選定方針を検討し、最終的には、文部科学省において概算要求事業を決定する。

■事業評価・・・事業評価は、全学的な取組及び個別事業について、それぞれ4段階評価（全学的な取組：s, a, b, c 個別事業：S, A, B, C）を実施する。

■事業選定・・・原則として、全学的な取組が(s, a)評価の事業について、整備方針及び事業選定方針を踏まえ、個別事業の評価結果を基に事業選定を行う。この際、Is値0.4以下の施設の耐震化に係る事業を最優先で選定するとともに、各カテゴリーの優先度を勘案する。

## 事業評価等の流れ

5／25

① 整備の方向性・事業評価  
方法の検討 (施設検討会)

- 有識者で構成される「国立大学法人等施設整備に関する検討会」において整備の方向性（案）、事業評価等（案）等を検討

5／31 ↓

② 整備の方向性等の提示

- 文部科学省は法人に対し、翌年度の整備の方向性及び事業評価等を提示

↓

③ 整備方針（案）等の作成

- 平成22年6月頃にとりまとめ予定の新成長戦略の全体像等を踏まえ、文部科学省において、整備方針（案）、事業選定方針（案）を作成するとともに、事業評価等に基づき、各法人からの要求に対し事業評価（案）を作成

7月下旬 ↓

④ 整備方針及び事業評価の  
検討 (施設検討会)

- 施設検討会において、整備方針（案）、事業選定方針（案）及び事業評価（案）を検討

↓

⑤ 選定事業（案）の作成

- 文部科学省において整備方針、事業選定方針及び事業評価に基づき選定事業（案）を作成

8月上旬 ↓

⑥ 選定事業の検討 (施設検討会)

- 施設検討会において、選定事業（案）を検討

8月下旬 ↓

⑦ 概算要求事業の決定

- 文部科学省において、概算要求事業を決定

9月上旬 ↓

⑧ 事業評価結果等の伝達

- 各法人に対し、事業評価結果、概算要求事業等を伝達

## 評価項目等の主な見直しのポイント

### I 全学的な取組状況の評価項目

- システム改革の取組状況
  - ・「適正な入札及び契約への取組状況」、「補助金の早期執行に関する取組状況」について評価項目を統合
  - ・「補助金の適正な執行に関する取組状況」について評価するため、新たな視点として追加

### II 個別事業に関する評価項目

- 大学等の中期目標・中期計画や施設整備計画等の戦略との整合性、優先度
  - ・「大学等の中期目標・中期計画や施設整備計画等の戦略との整合性、優先度」について評価するため、新たな評価項目として設定
- 事業規模や費用等の適正性
  - ・長期借入れが可能な施設の整備事業について、「長期借入金等の活用が検討されているか」を評価するため、新たな視点として追加
- 教育研究等への効果等
  - ・「教育研究等への効果等」が高く見込まれる事業から優先的に支援するため、当該項目の評価の配点を2倍に設定
- 環境負荷低減のための取組
  - ・環境負荷低減のための取組をより適切に評価するため、新たな評価基準を設定
- 国の政策課題として特に重点的に支援すべき課題
  - ・「国の政策課題として特に重点的に支援すべき課題」について評価するため、新たな評価項目として設定

## I 全学的な取組状況の評価基準

	評価項目	評価			
		s	a	b	c
全学的な取組状況の評価の具体的視点	<b>1. システム改革の取組状況</b>				
	(1)施設マネジメントに関する全学的な体制	特筆すべき取組が行われている	全学的な取組が行われている	全学的な取組がやや不十分	全学的な取組が不十分
	○施設マネジメントに関する委員会等における全学的な取組や検討状況	特筆すべき取組が行われている	全学的な取組が行われている	全学的な取組がやや不十分	全学的な取組が不十分
	<b>(2)スペースの有効活用に関する取組状況</b>	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	PDCAサイクルを考慮したスペースの有効活用に関する取組が行われているか	特筆すべき取組が行われている	視点①②が「a」又は「b」	視点①②が「a」又は「b」	視点①②のいずれかに「c」を有す
	①既存スペースの有効活用、若手研究者のスペース確保に関する規定等の策定や取組状況	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	②共同利用スペースの確保に関する規定等の策定や取組状況		十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	<b>(3)施設の維持管理に関する取組状況</b>	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	○修繕計画等の策定や現況の把握など施設の維持管理の取組状況	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	<b>(4)省エネルギー対策に関する取組状況</b>	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	○省エネルギー対策の目標達成状況の検証や光熱水量の把握など省エネルギー対策に関する取組状況	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	<b>(5)多様な財源を活用した整備手法の取組状況</b>	特筆すべき取組が行われている	整備実績がある又は十分な検討が行われている	検討がやや不十分	検討が不十分
	○過去3年間の整備実績(H19-21年度)又は今後の実施予定・検討状況	特筆すべき取組が行われている	整備実績がある又は十分な検討が行われている	検討がやや不十分	検討が不十分
	<b>(6)適正な事業執行に関する取組状況</b>	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	適正な事業執行に関する取組が積極的に行われているか	視点①～③が「s」	視点①～③が「a」以上（視点①～③が「s」の場合を除く）	視点①～③が「b」以上（視点①～③が「a」以上の場合を除く）	視点①～③のいずれかに「c」を有す
	①適正な入札及び契約への取組状況	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	②補助金の適正な執行に関する取組状況	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	③補助金の早期執行に関する取組状況	特筆すべき取組が行われている	十分な取組が行われている	取組がやや不十分	取組が不十分
	<b>2. 実施事業の事後評価</b>		十分な取組が行われ、教育研究等への効果が現れている	取組がやや不十分	取組が不十分であり、教育研究等への効果も現れていない
	事後評価の取組が行われ、適切な利用や教育研究等への効果が現れているか		視点①②が「a」	視点①②が「a」又は「b」	視点①②のいずれかに「c」を有す
	①事後評価の実施体制・取組状況		評価体制が整えられ、適切に評価を実施している	概ね適切な評価を実施している	適切に評価が行われていない
	②過去(3,5年前)に整備された施設の利用状況と教育研究等に期待された効果		適切に利用され、期待された効果が現れている	適切に利用されている	適切に利用されておらず、効果も現れていない

※ s : 3点、a : 2点、b : 1点、c : 0点とする。

## II 個別事業に関する評価項目・基準

	評価項目	評価		
		a	b	c
個別事業に関する評価の具体的視点	3. 大学等の中期目標・中期計画や施設整備計画等の戦略との整合性、優先度	優先度が高い	優先度がやや高い	優先度が低い
	○大学等の戦略に沿っているか。大学等の優先度は高いか。※『重点的支援』のうち『s値0.4以下の施設の耐震化』に該当する事業はaとする	①②③がともにa	①②がa、③がb	①②③のいずれかにcを有す
	①各大学等が中期目標・中期計画等で掲げる戦略との整合性	整合する	整合しない	整合しない
	②各大学等が策定する施設整備計画等との整合性	整合する		整合しない
	③各大学等の優先度	高い	やや高い	低い
	4. 事業規模や費用等の適正性	費用対効果が高い	妥当である	妥当でない
	○事業規模や費用等が適正な内容となっていいるか	①②③④がともにa	①③④がa又はb、②がa	①②④のいずれかにcを有す
	①-1【改修・改築事業の場合】事業規模の適正性	適切	関連性の低い施設・設備が一部混在している	関連性のない施設・設備が混在している
	①-2【狭隘解消事業の場合】教育研究の高度化・多様化に伴い、狭隘となっていないか	狭隘が著しい	狭隘である	狭隘ではない、又は、不明確である
	①-3【病院再生事業の場合】事業範囲が再開発整備計画等に照らし適切となっているか	適切	妥当である	不適切である
	②事業規模当たりの費用が妥当か	妥当である	更なる検討の余地がある	妥当でない
	③事業内容が必要最小限となるよう検討されているか	十分に検討されている		検討されていない
	④【長期借入れが可能な施設の整備事業の場合】長期借入金等の活用が検討されているか。※該当しない事業はaとする	長期借入金に加え、他の自己財源の活用が検討されている	長期借入金の活用が検討されている	長期借入金等の活用が検討されていない
	5. 教育研究等への効果	十分に期待される	期待される	不明確である
	○当該事業により見込まれる教育研究等への効果により、一層の活性化が図られ、成果が期待できるか	①②がa又はb	①②がb	①②のいずれかにcを有す
	①これまでの教育研究等の実績	高く評価される	評価される	不明確である
	②当該事業により見込まれる教育研究等への効果により、一層の活性化が図られ、成果が期待できるか	十分に期待される	期待される	不明確である
	6. 環境負荷低減のための取組状況	十分に期待できる	期待できる	効果が不明確、又は、期待できない
	○当該事業の環境負荷低減のための取組について効果が明確で期待できるか	十分に期待できる	期待できる	効果が不明確、又は、期待できない
	7. 安全・安心の確保	緊急性が高い	緊急性がある	緊急性が低い
	○【改修・改築事業の場合】安全・安心の確保の観点から緊急性があるか。※新增築事業はaとする	緊急性が高い	緊急性がある	緊急性が低い
	8. 国の政策課題として特に重点的に支援すべき課題	該当する	該当しない	該当しない
	○『重点的支援』※に該当するか	該当する		該当しない

※『重点的支援』…「平成23年度国立大学法人等施設整備の方向性」の「◇重点的な整備の視点」に示した課題

※ a : 2点、b : 1点、c : 0点とする。この際、「5.教育研究等への効果等」は配点を2倍とする

### III 事業評価

評価	評価内容		
	カテゴリー①～⑥	カテゴリー⑦	
	重点支援分野の対象事業※ <sup>1</sup> (評価項目：全ての項目)	耐震補強を主とした事業※ <sup>2</sup> (評価項目：IIの3.4.7.8.)	基幹・環境整備事業 (評価項目：IIの3.4.6.7.8.)
S	II : 11点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>	II : 7点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>	II : 7点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>
A	II : 9点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>	II : 5点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>	II : 5点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>
B	II : 6点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>	II : 3点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>	II : 4点以上でcを有さない※ <sup>3</sup>
C	II : cを有す※ <sup>3</sup>	II : cを有す※ <sup>3</sup>	II : cを有す※ <sup>3</sup>

※1 全学的な取組状況の評価は、 s(13点以上)、 a(12点～11点)、 b(10点)、 c(9点以下)とするが、原則として s、 a の場合に事業選定の対象となる。

※2 耐震補強を主とした事業：緊急に安全性を確保するため行う耐震補強に当たり、効率的な事業執行の観点から、教育研究に直接的関係はないものの当該建物を共用するために必要となる最低限度の改修(バリアフリー、外部改修のみ)を含む事業

※3 「8. 国の政策課題として特に重点的に支援すべき課題」におけるc評価を除く